

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 卯槌

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 盛岡市神明町 10-38

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 10 年 10 月 16 日

(4) 設立登記年月日 平成 10 年 10 月 26 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	くろだ皮膚科クリニック	盛岡市神明町 10-38	一般病床 0床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設			入所定員 名 通所定員 名

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設について

は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年9月21日 第23期会計年度

（自 令和2年8月1日 至 令和3年7月31日）

決算の確定

役員報酬額の承認の件

様式 2

法人名 医療法人 卯槌
所在地 岩手県盛岡市神明町10-38

※医療法人整理番号 1199

財 産 目 録
(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額	71,715 千円
2. 負 債 額	18,843 千円
3. 純 資 産 額	52,872 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	37,463
B 固 定 資 産	34,252
C 資 産 合 計 (A+B)	71,715
D 負 債 合 計	18,843
E 純 資 産 (C-D)	52,872

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-4

法人名 医療法人 卯槌
所在地 岩手県盛岡市神明町10-38

※医療法人整理番号 1199

貸 借 対 照 表
(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	37,463	I 流 動 負 債	6,298
II 固 定 資 産	34,252	II 固 定 負 債	12,545
1 有 形 固 定 資 産	1,053	負 債 合 計	18,843
2 無 形 固 定 資 産	93	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	33,106	科 目	金 額
		I 基 金	20,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	32,872
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	52,872
資 産 合 計	71,715	負債・純資産合計	71,715

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式4-2

法人名 医療法人 卯槌
所在地 岩手県盛岡市神明町10-38

※医療法人整理番号 11919

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	128,669
2 事業費用	102,840
本来業務事業利益	25,829
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	25,829
II 事業外収益	218
III 事業外費用	19
経常利益	26,028
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	26,028
法人税・住民税及び事業税	△ 3,177
当期純利益	22,851

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 卯槌

理事長 黒田 啓美 殿

私は、医療法人卯槌の令和3年会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月16日

医療法人 卯槌

監事 齋藤 文子

